

白井市企業立地促進条例の概要

1	目的	この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。		
2	対象地域 (促進地域)	市街化区域（工業専用地域、千葉ニュータウン区域等）		
3	対象施設	工場、研究所、その他事業所（商業施設を含む） ただし、次に掲げる施設を除く。 ① 不動産賃貸施設 ② 飲食施設 ③ 娯楽施設 ④ 浴場施設 ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出を要する施設		
4	対象事業者	市内へ新設・増設・移転した事業者 (事業者には親会社と子会社、共同事業者と共同出資会社との一体として活動している企業集団を含む)		
5	奨励措置	奨励金	①企業立地奨励金	②雇用促進奨励金
		交付要件 (すべての要件を満たしていること)	<ul style="list-style-type: none"> 土地を確保した後、3年以内に操業を開始していること 投下固定資産額が1億円以上であること 10人以上の常用雇用者を雇用していること 市税等を完納していること 	<ul style="list-style-type: none"> 操業開始日の3箇月前から操業開始日の3箇月後までの間に市民（外国人含む）である常用雇用者（雇用保険の未加入者を除く）を5人以上、引き続き1年以上雇用していること 市税等を完納していること
		交付期間	操業開始後、最初に固定資産税及び都市計画税が賦課される年度から起算して5年間	1回限り
		交付金額	各年度の固定資産税及び都市計画税相当額の1/2	市民常用雇用者1人につき、10万円を交付 (市民常用雇用者が障害者の場合は1人につき30万円を交付)。
	交付時期	各年度の市税、使用料その他の公課を完納した日以後	操業開始日から起算して15箇月を経過した日以後	
6	その他	<p>(1) 平成18年4月1日から施行し、平成17年4月1日以後に促進地域に土地を確保した事業者であって、平成18年4月1日以後に操業を開始するものについて適用する。</p> <p>(2) この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、その時以後も、なおその効力を有する。</p>		